

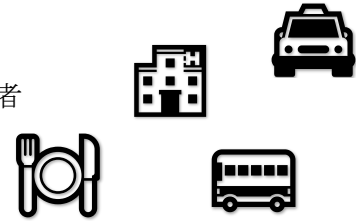
# 【鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策 **協力金** について】

鹿嶋市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の特に大きな影響を受けた業種（飲食業、宿泊業、タクシー、運転代行、観光バス、旅行業）の中小企業及び個人事業主に対し、3密防止対策やデリバリー支援等に役立てていただくための協力金を支給します。

## 1. 支給対象事業者

次のいずれかに該当し、表1に掲げる業種に属する事業を営む者

- ・市内に主たる事業所又は事務所を有する法人
- ・市内に住所及び本店を有する個人事業主



(表1)

対象事業者	確認書類（写し）
<b>飲食店営業</b> ※ただし、食品営業許可証中「営業の種類」が「 <u>飲食店営業</u> 」 または「 <u>喫茶店営業</u> 」となっている常設店舗が対象 ※臨時営業、露店営業、季節営業等の店舗は対象外	<b>食品営業許可証</b>
<b>宿泊業</b>	<b>旅館業営業許可証</b> ※民泊事業者は、「住宅宿泊事業法対応標識」
<b>タクシー業</b>	<b>一般乗用旅客自動車運送事業許可書</b>
<b>観光バス業</b>	<b>一般貸切旅客自動車運送事業許可書</b>
<b>運転代行業</b>	<b>自動車運転代行業認定証</b>
<b>旅行業</b>	<b>旅行業登録票</b>

※ただし、ラブホテルをはじめ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者は対象外

## 2. 支給金額

- ・10万円／1業種

## 3. 申請方法

- ・必要書類を用意し、ページ下部記載の【宛先】まで郵送いただくか、市役所商工観光課の窓口にご持参ください。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と窓口混雑緩和のため、郵送での申請にご協力をお願いいたします。

## 4. 申請期間

- ・令和2年9月30日（水）まで

## 5. 必要書類 裏面参照

※必要に応じ、その他の書類をご提出いただく場合があります。

※給付金交付申請書兼請求書は市ホームページでダウンロードできる他、下記または鹿嶋市商工会窓口で配布しています。

### 【宛先・問合せ先】

〒314-8655 茨城県鹿嶋市平井1187番地1

鹿嶋市役所 商工観光課 コロナ対策協力金担当

TEL:0299-82-2911（内線391） E-mail:syoukou1@city.ibaraki-kashima.lg.jp



# 申請に必要な書類 詳細

☑申請書兼請求書（様式第1号）

※記入例別紙

☑事業活動の内容がわかる許可証等  
コピー

飲食店営業	⇒	食品営業許可証
宿泊業	⇒	旅館業営業許可証 ※民泊事業者は「住宅宿泊事業法対応標識」
タクシー業	⇒	一般乗用旅客自動車運送事業許可書
観光バス業	⇒	一般貸切旅客自動車運送事業許可書
運転代行業	⇒	自動車運転代行業認定証
旅行業	⇒	旅行業登録票

☑振込口座が分かるもの  
(法人または代表者名義のもの)  
コピー

通帳の1・2ページ目

電子通帳の画面コピー



または



☑本人確認書類  
(個人事業主の場合のみ)  
コピー

運転免許証      住民基本台帳カード

マイナンバーカード      在留カード

特別永住者証明書      外国人登録証明書

パスポート      住民票

健康保険証      住民票